

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第3148号)

令和7年1月27日

横 情 審 答 申 第 3 1 4 8 号

令 和 7 年 1 月 2 7 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ  
く諮問について（答申）

令和4年8月18日教南総第213号による次の諮問について、別紙のとおり答申し  
ます。

「特定年月の特定小学校教諭による児童への体罰にかかる処分案」  
の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「特定年月の特定小学校教諭による児童への体罰にかかる処分案」を一部開示とした決定のうち、別表2に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和4年6月8日付で行った上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第2号、第6号柱書及び同号エに該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

## (1) 旧条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 児童の言動及び心身、保護者の行動並びに当該案件の司法判断に関する情報、被処分者の過去における不適切行為若しくは違法行為又は処分等の有無並びに加重要素及び軽減要素は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。また、特定の個人を識別することができないとしても、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、本号本文に該当する。

イ 児童の在籍する学級の学習内容、当該教諭の学級・校務分掌及びその他の教諭の担当業務に関する情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。

## (2) 旧条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 児童に対する被処分者の評価に関する情報は、公にすることにより、当該事

案の関係者との信頼関係を損なうおそれがあり、被処分者の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、本号柱書に該当する。

イ 被処分者の職名、氏名、年齢及び処分量定は、人事管理に属する情報であり、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、本号エに該当する。

ウ 被処分者の内心に関する情報は、公にすることにより、教職員との信頼関係が損なわれ、不祥事等の発生の際に教職員が情報の提供に消極的になり、的確な情報収集やそれに基づく適切な指導を行いにくくなるなど、今後の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、本号エに該当する。

エ 懲戒処分の該当性の評価、過去の類似案件及び処分量定の決定に関する情報は、処分量定を決定する過程の情報であり、公にすることにより、今後の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、本号エに該当する。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件審査請求文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 非開示とした部分があまりにも多く、旧条例の適用を誤っていると考える。特に処分決定のプロセスに不明な点が多く、個人情報を除く部分の開示を求める。

#### 5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 教職員の懲戒処分及び人事的措置に係る事務について

実施機関では、教職員に非違行為又は義務違反行為があった場合、横浜市立学校職員分限懲戒審査委員会の審査の結果を踏まえて、懲戒処分及び人事的措置（一般的監督権に基づいて当該職員の義務違反行為を指摘し、将来を戒める措置）を行うか否か及びその内容について決定する。

当該審査の資料となる処分案は、当該教職員の勤務地を管轄する学校教育事務所の教育総務課が、事実確認を行った上で作成する。

(3) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、横浜市立特定小学校で発生した体罰事案（以下「本件事案」という。）に関し、特定学校教育事務所教育総務課が作成した処分案であり、その検討対象者2名の氏名、それぞれに対する懲戒処分及び人事的措置の案、当該案の決定に係る考慮事項等が記載されている。

実施機関は、本件審査請求文書のうち別表1で示す非開示部分1から非開示部分9までを旧条例第7条第2項第2号に、非開示部分10を同項第6号柱書に、非開示部分11から非開示部分18までを同号エに該当するとして非開示としているため、当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、以下検討する。

(4) 旧条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 旧条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について、開示しないことができる旨を規定している。

ただし、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」について、開示しないことができる個人に関する情報から除く旨を規定している。

イ 非開示部分1、非開示部分3、非開示部分5、非開示部分7、非開示部分8、非開示部分11及び非開示部分12（以下「非開示部分1等」という。）について

非開示部分1には本件事案発生時の授業内容が、非開示部分3には本件事案発生時に対応に当たった教諭の職名が、非開示部分5には本件事案において体罰を受けた児童（以下「本件児童」という。）の本件事案発生日以外の行動が、非開示部分7には本件児童の在籍学級が、非開示部分8には本件事案において体罰を行った教諭（以下「本件教諭」という。）の校務分掌が、非開示部分11にはその職名が、非開示部分12にはその氏名及び年齢が記載されている。

体罰に係る被害児童の個人に関する情報は保護されなければならない、被害児童が特定されないよう慎重に配慮する必要があるところ、本件においては、これらの記載を開示すると、地域住民、学校関係者等が入手可能な情報と照合することにより、本件児童を特定することができるものと認められる。

したがって、非開示部分1等は、個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

なお、非開示部分11及び非開示部分12について、実施機関は旧条例第7条第2項第6号エに該当すると主張するが、上記のとおりであるから、同号エについて判断するまでもなく、非開示が妥当である。

#### ウ 非開示部分2、非開示部分4及び非開示部分6について

非開示部分2には本件事案が発生した際の本件児童の行動が、非開示部分4には本件児童の保護者と副校長のやり取りの内容が、非開示部分6には本件児童の自らの状態についての発言が記載されている。これらの記載は、個人に関する情報ではあるが、特定の個人を識別することができるものではなく、かつ、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものとも認められないため、本号本文に該当しない。

#### エ 非開示部分9について

非開示部分9には、本件事案に係る司法判断、検討対象者の過去における不適切行為等、加重要素及び軽減要素の有無が記載されている。これらの記載は、特定の個人を識別することができる情報ではないが、個人に関する情報であって、その人格と密接に関連し、通常他人に知られたくないものであることから、公にすることにより、その権利利益を害するおそれがあるものと認められるため、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

#### オ 非開示部分14及び非開示部分15について

非開示部分14には本件教諭以外の検討対象者（以下「他の対象者」という。）の職名が、非開示部分15にはその氏名及び年齢が記載されている。これらの記載は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。

また、教職員が懲戒処分及び人事的措置の検討対象となったことは、公表さ

れないので、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報といえず、本号ただし書アに該当しないし、職務の遂行に係る情報ともいえないので、本号ただし書ウにも該当しない。さらに、本号ただし書イにも該当しない。

なお、非開示部分14及び非開示部分15について、実施機関は旧条例第7条第2項第6号エに該当すると主張するが、上記のとおりであるから、同号エについて判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(5) 旧条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 旧条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの・・・エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるものについては、開示しないことができる旨を規定している。

イ 非開示部分10について

非開示部分10には、本件児童の状態が記載されている。この記載は、客観的なものにすぎず、公にすることにより、本件児童やその保護者等の関係者との信頼関係が損なわれ、今後の本件教諭の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められないため、本号柱書に該当しない。

ウ 非開示部分13及び非開示部分18について

非開示部分13には本件教諭及び他の対象者への懲戒処分及び人事的措置の案が、非開示部分18には過去の類似事案の概要及び処分内容が記載されている。これらの記載は、公にすることにより、実施機関の懲戒処分及び人事的措置に係る判断の傾向が予測され、その結果、適切に監督権を行使することができず、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるため、本号エに該当する。

エ 非開示部分16について

非開示部分16には、実施機関が聞き取った本件事案に係る本件教諭の心情や校長の認識が記載されている。これらの記載は、公にすることにより、今後、体罰事案等が発生した場合の実施機関の調査に対し、教職員が情報の提供に消極的になり、的確な情報収集やそれに基づく指導が難しくなる等して、公正か

つ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるため、本号エに該当する。

オ 非開示部分17について

非開示部分17には、処分案作成者の率直な評価を含むその見解が記載されている。この記載は、公にすることにより、今後、処分案作成者が率直な評価を記載することをためらい、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるため、本号エに該当する。

(6) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を一部開示とした決定のうち、別表2に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

(第二部会)

委員 村上裕章、委員 嘉藤亮、委員 齋藤宙也

別表1 審査請求文書のうち実施機関が非開示とした部分

非開示根拠規定	非開示部分	
旧条例第7条第2項第2号	非開示部分1	本件事案発生時の授業内容
	非開示部分2	本件事案発生時の本件児童の行動に係る記載
	非開示部分3	対応に当たった教諭の職名
	非開示部分4	本件児童の保護者と副校長のやり取りに係る記載
	非開示部分5	本件事案発生日以外の本件児童の行動
	非開示部分6	本件児童の自らの状態についての発言に係る記載
	非開示部分7	本件児童の在籍学級
	非開示部分8	本件教諭の校務分掌
	非開示部分9	司法判断、処分歴、加重及び軽減要素
旧条例第7条第2項第6号柱書	非開示部分10	本件児童の状態に係る記載
旧条例第7条第2項第6号エ	非開示部分11	本件教諭の職名
	非開示部分12	本件教諭の氏名及び年齢

旧条例第7条第2項第6号エ	非開示部分13	本件教諭及び他の対象者に係る処分案
	非開示部分14	他の対象者の職名
	非開示部分15	他の対象者の氏名及び年齢
	非開示部分16	本件教諭及び校長の本件事案への認識や心情に係る記載
	非開示部分17	処分案作成者の見解
	非開示部分18	過去の類似事案の概要及び処分内容

別表2 実施機関が非開示とした部分のうち開示すべき部分

非開示部分	開示すべき部分
非開示部分2	「対応の決定にあたっての基本的な考え方」欄の「1 事件の概要」3行目38文字目から47文字目まで及び4行目23文字目から28文字目まで
	「対応の決定にあたっての基本的な考え方」欄の「2 懲戒処分の該当性」の「(1)当該行為の動機、態様、結果等」7行目36文字目から40文字目まで、8行目4文字目から7文字目まで及び9行目8文字目から12文字目まで
非開示部分4	「対応の決定にあたっての基本的な考え方」欄の「1 事件の概要」16行目1文字目から14文字目まで
非開示部分6	「対応の決定にあたっての基本的な考え方」欄の「2 懲戒処分の該当性」の「(1)当該行為の動機、態様、結果等」12行目12文字目から16文字目まで
非開示部分10	「対応の決定にあたっての基本的な考え方」欄の「2 懲戒処分の該当性」の「(1)当該行為の動機、態様、結果等」8行目34文字目から37文字目まで

(注意)

文字数は、1行に記録された文字を左詰めにして数える。記号は1文字と数える。空白は行、文字数に数えない。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 4 年 8 月 18 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 6 年 10 月 28 日 ( 第450回第二部会)	・ 審議
令 和 6 年 11 月 25 日 ( 第451回第二部会)	・ 審議
令 和 6 年 12 月 23 日 ( 第452回第二部会)	・ 審議